

平成30年度 第3回石巻市市民公益活動推進委員会 会議録

○開催日：平成30年8月8日（水） 午後1時30分～4時

○場 所：4階401会議室

○出席者：

委 員＝佐々木万亀夫委員、神澤祐輔委員、小林厚子委員、平塚信一朗委員、柴崎裕子委員（代理伊勢 宮城県環境生活部共同参画社会推進課長補佐）、北川進委員（委員10人中9名出席）

傍聴者 1名

※当日配布資料

- ・次 第
- ・資料1 市民公益活動団体との協働推進に関する基本方針（案）
- ・資料2 意見聴取シート
- ・資料3 今後のスケジュール

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

(1) 「市民公益活動団体との協働推進に関する基本方針」（案）について

【資料1】に基づき「1.基本方針策定の経緯」事務局説明

《質疑応答》

質疑応答なし

佐々木会長：事務局説明のとおり「基本方針策定の経緯」については、これでよろしいでしょうか。

※意見なしで了承された。

【資料1】に基づき「2.本市と市民公益活動団体を取り巻く環境」事務局説明

《質疑応答》

質疑応答なし

佐々木会長：「2本市と市民公益活動団体を取り巻く環境」について、一箇所修正がございますが、ご意見・ご質問ありますでしょうか。この文章でよろしいでしょうか。

※意見なしで了承された。

【資料1】に基づき「3 協働の必要性と基本方針の策定」事務局説明

《質疑応答》

質疑応答なし

佐々木会長：一箇所修正がありますが、全般的に何かご意見ありますか。ここはこう変えた方がよいのではないかとか。

※意見なしで了承された。

【資料1】に基づき「4 基本方針の位置づけ」事務局説明

《質疑応答》

質疑応答なし

【資料1】に基づき「5 協働の基本理念」事務局説明
《質疑応答》
質疑応答なし

【資料1】に基づき第1章「協働とは」について事務局より説明
《質疑応答》

佐々木会長：もしよければ神澤委員より修正等の説明頂きたい。

神澤委員：何回も読んでいくと2つの事が書かれているのかなと思っていて、「それは、」から「多様な形態があります」、までひとつにまとめて書かれているので、それは納得を
して、1つは公益的な団体と連携して協力することを協働といいます、という
前の章に対して、今回の基本理念の「市民ひとりひとりが～」の「 」の部分で、
今回市の方ではこの部分のことで、こういうのが連携して協力するということが協
働にあたりますよ、と、もう1つは協働ということで範囲が広くて多様な形態があ
りますよ。という2つの事が1つにまとめて書かれているので、うまくまとまって
ないのかなという感じを受けた。2つに区切って書いた方が分かりやすいと思う。

平塚委員：この基本方針におけるという表現ということで捉えれば、行政と市民公益活動団体
との協働だと思うが、一般的には神崎委員の意見のとおりひとりひとりの活動が連
携したものが協働であるから。基本方針の用語的には市民公益活動団体という表現
でよいと思うが協働の定義付けとしては拡大的な解釈になると思う。

佐々木会長：私も神澤委員が指摘したとおり、そのまま読むと分かりづらいかなどは思う。ただ
し分ける場合は検討が必要ですね。今日この場では難しいかなと思う。①、②とい
うのはつけない方がいいですよ。あくまでもこれはこういう内容ですよと、2つ
続けるということでもよろしいでしょうか。それと、石巻市にとっての「目的」につ
いては少し強すぎると思うが、どうか。

事務局：おっしゃる通り、①の石巻市にとっての「目的」というところは、石巻市の目的で
はないので、ここで言う協働の目的は、共通の目的は基本方針自体が市民公益活動
団体との協働が基本方針となるため、この表現になったが協働する最終目的は「市
民ひとりひとりが～」という基本理念になるということに行きつく。

佐々木会長：ここでは3つの要素が挙げられているが、1つは「市民ひとりひとりが真に豊かに
暮らせる活動社会を築き、それを持続可能なものとする」ために連携して協力する、
そして連携して協働する行動の多くは範囲が広く多様な形態があります、と3つの
エッセンスがあって、ここは組み合わせが難しいかなと思う。「 」の前の、「それ
は」、について、が長くて、「多様な形態があります」まで続いている。ここは時間
をかけたほうがよいと思いますが、どうでしょうか。

事務局：ここの修正は難しいと思ったので、今回提案させて頂いた。

神澤委員：連携して協力するということで、うまく一回終わらせて、その後の方針に繋げる
ことはできないのか。それは前の文章にかかっている、「その行動」というのも前
にかかっている、かかっている言葉が多すぎる。連携して協力することを言いますよ
ということと、「連携して、協力することの行動の多くは」、と別れると、もう少し
読みやすくなるのではと思う。

事務局：基本理念を入れないでということですよ。連携して協力するというのは2行目
にも書いてあるので、それを受けて「その行動の多くは」というふうにした方がよい
のではないかということか。

神澤委員：1行目の目的の後ろに括弧を入れるとかはできないか。目的があり達成に向けて「連
携して協力することを言います」というふうにしたほうが分かりやすいのではない

かと思った。

事務局：「 」の間に入るから、ということですよ。それを1行目のところにということですよ。

神澤委員：ただ目的の達成ということではなくて、**市民ひとりひとりに繋げたらどうか。**

佐々木会長：そうすると、お互いの役割及び責務に基づいて、「市民ひとりひとりが真に豊かに暮らせる地域社会を築き、それを持続可能なものとする」の達成に向けて連携し協力することをいいます。その行動の多くは「協働」となり、その範囲はとても広く、また多様な形態があります。

事務局：連携して協力するというのが2行目と3行目にあるので、その行動の多くは2行目の真に豊かに暮らせるに繋がればすっきりするか。ただ、1行目の目的と「 」部分はイコールではないので、ここはわかりやすくするため修正したい。

佐々木会長：この目的と「 」についてはイコールではないと、課長から話があったが、これではイコールを連想してしまう。たとえば具体的な例としてとか入れればいいのではないか。ここは微調整が必要か。

事務局：「協働とは」のところで、抜けているような発想や過程が事務局としては一番心配で、こういう定義だと、これは「協働」にならないのではないかと、ということが出てきてしまうのではないかと懸念がある。

平塚委員：社協としてNPOや公益活動団体と話をする時に、同じ方向性を向いて且つ伴走する形で何か活動できないかということで、方向性と伴走という言葉を使っていた。その2つのキーワードで協働という表現を使っていた。どこにこの表現をいれるのかまでは思いつかないが、そういう表現を使って同じ方向性を向いて同じ速度で活動した方がより協働ができるのではないかと、という言い方をしていた。

小林委員：活動している者としての感想だが、協働というのはここに書いてある通り本当に広く多様な活動である。1回限りで可能になるということもあると思う。ずっと一緒に歩いていくという形態もありだと思うし、その場限り、例えば場所の提供や人的なこと、資金的なこと、それによって協働のスタイルや時間はみんな一緒ではないと思う。あえて、ここは広い範囲で、その時にしっかり説明できて目的もブレないでブレないという形も必要だと思うが、文章にする時にはすべての人にわかりやすい言葉でわかりやすいように作っていった場合のメリット・デメリットが出てくると思うので、逆に私は少し広い感じでいいのかなと思った。

事務局：こちらの文章の文言上に今指摘のあったとおり、範囲はとても広く、また多様な形態があります。と書かせて頂いているので、これで良いのかなと思っているのですが。

佐々木会長：事務局が先程おっしゃっていた追加しなくてはいけない文言があるのではという心配があるというのは、ここではしなくてもいいということになるか。小林委員の意見ですと、もしこの文章でよければ、ある程度広い範囲を網羅しているということと、3ページの位置づけで基本方針の下に各種施策・マニュアル等となっており、ここで細かいことは書くということで、上の基本方針はある程度ざっくりと表現するというのであれば、今の小林委員の意見はもっともだと思う。

事務局：先の話になるが10ページを見て頂いて、最後の方にある協働を推進していった協働の形にはこういったものがあるのではないかと、という形で前回は触れさせていたが、これが全てではないと書くつもりだが、この形態の中に単発で終わるものもあれば継続してやってこられたものも入ってくると思うので、先程小林委員からご意見頂いた中であつたものも、こういった形の中に入っている。

佐々木会長：1.基本方針における用語の定義の中の「協働とは」については、神崎委員が指摘し

たところは事務局で微調整ということによろしいか。

※了承された。

【資料1】に基づき第1章「市民公益活動とは」について事務局より説明

佐々木会長：この意見はもっともだと思う。

神澤委員：前回提出してからどういう表現があるのか調べていたが、なかなかうまく説明できる表現が見つからなかったので方針の中ではこういう形の表現になるのかなと思った。活動している団体的にはその部分がなかなか一般の方には理解されない部分でもあるので、例えばこれをパッと見た方が、どういう風に捉えるかということと考えると悩ましいと思っていたので、文章上ではこのままで良いのではないかと思う。

事務局：事務局としても補足を考えたが、補足を入れてしまうと表現が難しくなってしまうので、何かご提案がないかと思っていた。ボランティアの中にも有償・無償があるが、市民は全部無償だと思っているのが多いので、表現は難しいかなと思っている。

佐々木会長：個人的には難しいと思っている。例えば問い合わせがあればマニュアルなどで対応したほうがよいのではないか。他に意見はありますか。

※意見なしで了承された。

【資料1】に基づき第1章「市民公益活動団体とは」について事務局より説明

《質疑応答》

佐々木会長：ここは条例に関することですね。

事務局：現在の条例だと5名以上となっているので、逆に5名以下の団体は、いくら素晴らしい活動をしていても、今の団体登録の条件には満たさないことになる。団体といている以上は一人の団体もあるので、ご協議頂きたいと思っている。

事務局：事務局の中でも議論をしたが、一般社団法人も他団体も基本方針に含まれるので2名以上というのも考えられるかなと思っている。実際の活動団体からご意見を頂きたい。今までも活動団体は原則5名ということになっているが、その中で実際活動しているのが何名なのかは調べていないが、おそらく5名全員が活動していないところもあるのかなと思っている。

佐々木会長：2名というのは、定常2名以上であれば問題ないということか。

事務局：そのとおり。

佐々木会長：実際に活動していて、どうか。

：みんなにチャンスが回るというイメージだと2名がよいのではと思うが、逆に2名しかないのと、ちゃんと活動できるのか、わかりにくくなるのかなとは思っている。そのところは④で見極められるものがあれば、2名でも大丈夫かなとは思っている。

小林委員：15年くらいは、ずっとこれに沿って5人以上だと思って、うちは10人以上いるので、現状では2人とかは想像ができない。今活動しているほとんどは、これに沿っているので、仲間うちでも2名で活動している団体はいるかしら？と思っていたけれど。

事務局：当初策定した時、5名程度とした時に根拠は何かと聞かれたので、今回基本方針を策定した根拠の説明がしづらいというのがあるので、(一般社団法人設立の最低数である)2名でもと思った。小林委員のご指摘の通り2名で活動できるのかというのはあるが。

佐々木会長：条例的には5名とするか。

事務局：5名の根拠は何かと聞かれて私たちが悩んでいた。

佐々木会長：仮にこれを2人にしたら条例も2人に変えるのですか。

事務局：そのとおり。

平塚委員：これは要件を記載しなければいけないのか。市民公益活動をされる団体はNPOや民間の団体でも、こういう団体は市民公益活動団体ですよという位置づけがわかるだけでもよいのかなと思ったが。条例にある団体の要件、条例の変更も関わってくるので、市民の方には市民公益活動団体とはどのような団体なのかがわかるような表現でもよいのかなと思った。そうなれば何人以上という表現をしなくてもいいし、こういう法人活動をしているのが公益活動団体ですよという表現もありなのかなと思った。

小林委員：確かに活動の内容なので人数ではないと思う。

事務局：心配なのは、一人でも会則や規約があって市民に開かれて事務所が市内にあれば、**一人でも多ければ**という疑問点はある。

佐々木会長：行政的には、1名を団体という定義は成り立つのか。団体等という文言を使用した時に1名も団体に含まれるのかどうか。

事務局：委託とかは個人事主に委託はできる。

佐々木会長：一般的には団体というのは複数である。それは行政の解釈と一般の解釈がズレているということか。

事務局：普通に考えれば団体と個人になるのでは。一人であれば個人だと思う。たとえば団体を規定する行政概念はあまりないと思う。議会の会派というのもひとつの案だと思う。法律で〇人以上となっていればそれにあわせるのが手取り早いというのはある。ただ何を根拠にしてというのが説明しきれない。たとえば5人以上がよくて4人だとなぜダメなのだというところを説明しきれない。活動内容によっては2人でも十分に目的が達せられるというのものもあるだろうし。

事務局：前に戻るが、「協働とは」のところでは協働の前には多様な形態があると言っている、なるべく人数の制限は厳しくしない方がよいのではと持っているところではある。辞書的なところで調べると1人で集まる、2人では集まれないとあるので2人からというのがベターなのではないかと思う。

佐々木会長：団体に対する理由づけが2人でないと難しいということだが、2人ではまずいという意見はあるか。県の方から何かありませんか。

宮城県：一人というのは、やはり難しいのではないかと思う。団体は複数名以上なので2名以上にするのがよいのではないか。ただ人数だけで協働の相手として十分かという構成員ではなくて、団体の活動がいかにか市民から好感を得ている団体かと捉えてもらえれば協働の相手として不足はないと思う。①～⑤の書きぶり、あるいは追加してもらってもよいかもしれないが、そういう要素を組み合わせることで整理がつくと思う。これから出てくる「協働」における市民活動公益団体の責務にも照らされて関わってくるところだと思うので、一旦ここから離れて話を進めながら、先に進んだところで方向性が見えてきたらと思っていた。

佐々木会長：6ページの「協働」における市民活動公益団体の責務のところまでまとめたい。

※意見なしで了承された。

【資料1】に基づき第1章「2.協働の効果 市民にとっての効果」について事務局より説明。

《質疑応答》

質疑応答なし

【資料1】に基づき第1章「2.協働の効果 市民公益活動団体にとっての効果」について事務局より説明。

《質疑応答》

神澤委員：この感じだと協働すると認知度とか理解度が上がるみたいなことになってしまう感じがある。団体としてできること目標としているところが協働することによって広がるのかな。今までは一団体としてはできなかったことが協働することによってできるようになり広がっていく、そういったことも入るとよいのかなと思った。協働する団体というのがあるのかな、と思いました。団体側としても普段できないような範囲のことなどが協働してできるようになるなど。

佐々木会長：では、ここは追加するという事です。

小林委員：確かに広がりがあるということですね、個人的にも団体的にも。

佐々木会長：神澤委員の意見を追加するという事でよろしいでしょうか。

※意見なしで了承された。

【資料1】に基づき第1章「2.協働の効果 行政にとっての効果」について事務局より説明。

《質疑応答》

質疑応答なし

事務局：神澤委員より意見のあった「今までは一団体としてはできなかったことが協働することによってできるようになり広がっていく」について、図のようなものがあつた方がいいということか。

神澤委員：市民、公益活動団体、行政と別々の事が書いてあるが、協働する三者でそれぞれ影響が生まれてくるみたいなイメージがあつたので、三者がどのような目的を協働によって達成できるのかわかると、わかりやすいのかなと思った。

事務局：事務局としても協働と形態が事業や事案によって形が違うものなので、ここに相関するものを載せてしまうと、それだけではないので難しいと思った。②に協働と形態がでできますよね。次のところに繋げて、これを一つにするのが難しかった。相関する文言はマニュアルの方にあり細かいところの形態の図がきて、それぞれの形態に示していけるのかなと思った。

佐々木会長：行政としてはマニュアルに例として図を載せたほうがよいという考えか。

事務局：そのとおり。

佐々木会長：マニュアルに例として載せるということで、よろしいでしょうか。

※意見なしで了承された。

【資料1】に基づき第1章「3.協働の原則」について事務局より説明。

《質疑応答》

神澤委員：10ページの協働の形態の中で協働に適用されるものとされないものが出てくるのかな。形態という部分がでてくれば大丈夫なのかなと思う。

佐々木会長：5ページに戻って一箇所訂正があるが、この文章の方が実際には信頼性の確保ですが、これがなくなってしまうとわかりにくくなる。市民からの信頼が得られればというのも考えられるが、この方がスマートな感じになる。他に意見ありますでしょうか。

※意見なしで了承された。

【資料1】に基づき第1章「4.協働における市の責務 ○市民公益活動団体の特質等を尊重します」について事務局より説明。

事務局：柴崎委員より意見のあつたところを修正した。

佐々木会長：スッキリした文章となった、この文章でよろしいでしょうか。

※意見なしで了承された。

【資料1】に基づき第1章「4.協働における市の責務 ○市内部の体制整備をします」について事務局より説明。

佐々木会長：5ページの「行政にとっての効果」に連動しますよね。5ページの方がわかりやすい気がする。たとえば「それは今までの「公共的サービスは行政が担うもの」という市民及び市の認識からの転換を意味します。」について、現在は協働していくのが難しいということですよ。ここはもう少し表現を柔らかくしたほうがいいという意見と捉えてよろしいですか。内容的には問題ないけれども。

※意見なしで了承された。

【資料1】に基づき第1章「4.協働における市の責務 ○市職員の人材を育成します」について事務局より説明。

佐々木会長：「習得」するの「しゅう」は「修」はどうかという意見を出したが、完璧に理解するという意味になるので厳しすぎるのではないかと、やっぱり習って習得するということですよ。

小林委員：「関連法令や基礎知識の習得」とあるのですが、活動している身としては現場をまず知ってほしい。その文言をどこかに入れてほしい。

事務局：小林委員より現場を知ってほしいとのことで、実際NPO連絡会議で直接団体と話をする場を設けたりはしている。まだ、庁内内部で調整はしていないが、NPOの方に職員が行って経験する場も必要なのではないかと思っていた。実際仙台市ではNPOに職員を派遣して研修を行っているようだ。それができるかどうかは、私たちが来週仙台市に行って、どのような研修を行っているのか確認してくる予定。それを踏まえて研修課にあたる人事課や庁内各課との調整をしたいと考えている。ここでいう「様々な形で職員の育成を図ります」とある「様々な形」というところにあたるのかなど。

佐々木会長：研修やインターンシップの表現を使えば。仙台市での研修をどのようにやっているのかの結果によっては、そういった文言が入るかもしれませんね。

事務局：このところではなくマニュアルもしくは第3章 協働推進の取組のところに入れたいと思う。ただかなりの調整が必要なので。

宮城県：タイミング的にスケジュールは大丈夫か。

事務局：間に合うように20日に仙台市と、内部会議が9月上旬にあるので、それに合わせて課としてどのようにしたいか庁内の検討会議で協議したいと思っている。

佐々木会長：このところはなにかしら第3章ですということ。

【資料1】に基づき第1章「4.協働における市の責務 ○市の有する情報を開示します」について事務局より説明。

《質疑応答》

宮城県：「情報は積極的に開示します」ということで非常に積極的だという印象を持っている。ただ前提としては個人情報保護の観点を踏まえて、という理解でよろしいということですよ。

佐々木会長：そのとおり。ひとつ気になることがあるが、最後の「必要な情報は積極的に」というところで、必要とされれば開示するわけですよ。「積極的に」というのは別に入れない方がいい感じがするのだが。

事務局：情報の中には例えば市の補助金がこういったものがあります、というのも積極的に有益な情報は開示する、今もNPO支援オフィスを通じて積極的にメール配信でお伝えしている。

佐々木会長：そうすると、この情報というのも「これは積極的にしますよ」とわかるように記載してもらえればわかりやすくなるかなと思う。

【資料1】に基づき第1章「5.協働における市民公益活動団体の責務 ○行政の特質等を尊重します」について事務局より説明。

《質疑応答》

質疑応答なし

【資料1】に基づき第1章「5.協働における市民公益活動団体の責務 ○組織の最適化を図ります」について事務局より説明。

《質疑応答》

宮城県：このご意見をあえて出させて頂いたのは、市として協働の相手方として必要最低限求められるところのラインがどこまでなのかということである。市とすれば協働するからには対外的に、市民の方々に理解をしてもらわないといけないと想定すると、ある程度団体にも求めていかざるを得ないのではという点から、あえて厳しい意見を出させて頂いた。おっしゃる通り、体制として1名、2名以上の団体の中で、どこまでできるか、ただ一方で市民の方々には石巻市が協働するのだから団体としてもそれなりのものは必要だろうという視点があるのではないか、という部分から意見をさせて頂いた。このところは逆に団体の皆さんからのご意見をお聞かせ頂きたい。

神澤委員：必要な体制というものがどのようなものがあるのかというのが、この文面だけだと全くイメージできなくて、協働をするために必要とする体制を整えないとどうすればよいかかわからないので、先程おっしゃられた最低限このような状態であれば協働できますよねと例示がされている方がわかりやすいのかな、必要な体制というのはどういう風になるのか、具体的に出ている方が理解しやすいのかなと思った。

事務局：先程、団体の規模という話をさせて頂いたが、団体が何をやるかということでも変わってくるはず。10ページの形態の話になるが団体と市民で何をするか、適切な団体の組織が変わってくると思う。ここで一律に最低限このような状態だというのが難しいと感じている。

事務局：補足として定義で○人以上の構成員がいる、市民に開かれた団体という4ページにあるところは最低限かなと思う。

宮城県：そこは意識しながら表現させて頂いているつもりでいたが、まず開かれている状態であること、全然情報開示されていないと協働はできないと思うし、透明性も必要、当然公正性も必要、市民から共感を得られないと持続した活動に繋がっていかないというところから組織基盤の強化として、市民から支えられる組織を目指していく団体が協働の相手方としてのイメージかな、ということで表現をさせて頂いたので、あとは先程市民公益活動団体とは、と規定されているところと整合性を取りながら、先程意見があったとおりの必要な体制をより具体的にイメージしやすいものにした方がわかりやすいのかなと思ったので修正して頂ければと思った。

佐々木会長：「公正で透明性の高いガバナンスを確立し」は、このまま入れても私は個人的には良いと思う。「組織基盤強化」と「組織の最適化」のところは意味がかぶっているのではどちらかは削除した方が良いと思う。問題は「市民に支えられる組織」のところは難しいかなと思う。5ページの公開の原則でより市民の共感が得られるという表現を使っ

ているが市民の共感が得られるように組織の最適化を図っていきます、のような表現が良いのかなと思う。公正と透明性と公開の原則と同じですね。なので、5ページの表現に近づけるほうがいいのかと。2名以上で公平で透明性が高いというのは絶対条件ですね。それがなかったら大前提が崩れてしまう。

事務局：組織の最適化には2つの要素があって、公正と透明性の観点から、透明性は必要だが、そのほかに規模感というのもある、公正、透明性を含めて最適化とした。

佐々木会長：必要とする体制を整えていくというのに、全部を入れ込むとなると、それがすっきりしていないという意見もある。

事務局：それを分解していくと頂いたような意見になると思う。それを1つにまとめると必要となる体制という感じで書いている。

佐々木会長：必要となる体制が、っていうのをどこかで説明しないといけないのではないか。

事務局：それを言ってしまうと纏まりなくなってしまうけれど、例えば業務委託など、団体のそれに見合うレベルの要件を書かないといけないし、事業後援もレベルによって違ってくるので細かくしなくてはならない。

佐々木会長：これも必要とする体制というのは、10ページの「終わり」というところや、これにプラスしてマニュアルに記載していく考えか。それとセットで必要な体制についても記載する。

事務局：こういう事業であれば、これくらいの組織規模に育ててください、っていう風になると思う。

小林委員：自分が活動していることを思い描くとハードルを低くしてほしい。この通りになると協働というのは思い浮かばない。その時必要な中身によって体制というのは低くもあり高くも求めていくものだと思うので、その時の自分たちの事を思うと力もないし透明性や公平性がなければいけないのは活動している人たちはわかっていると思うが、そういう意味でハードルを低い場所にしてほしいとは思っている。

佐々木会長：公正で透明性の高いというのは絶対だとしたら、例えば「透明で公平性の高く且つ必要となる体制を整える」が良いのでは。あとは文言を考えて頂いて。

【資料1】に基づき第1章「5.協働における市民公益活動団体の責務 ○関連法令を遵守します」について事務局より説明。

《質疑応答》

質疑応答なし

【資料1】に基づき第1章「5.協働における市民公益活動団体の責務 ○説明責任を果たし情報を公開します」について事務局より説明。

《質疑応答》

質疑応答なし

【資料1】に基づき第1章「6.協働における市民の責務 ○市民公益活動団体を理解します」について事務局より説明。

《質疑応答》

質疑応答なし

【資料1】に基づき第1章「6.協働における市民の責務 ○市民公益活動に積極的に関わります」について事務局より説明。

《質疑応答》

質疑応答なし

【資料1】に基づき第1章「7.協働における企業の協力」について事務局より説明。

《質疑応答》

質疑応答なし

【資料1】に基づき第2章「協働推進の方向性」について事務局より説明。

1. 協働意識の醸成

《質疑応答》

質疑応答なし

2. 協働を推進するための環境整備

《質疑応答》

質疑応答なし

3. 協働の実践

《質疑応答》

質疑応答なし

4. 協働の検証・評価・見直し

：計画に基づいて実施されている事業が、どのように位置づけするのか示しながら、各事業の成果について報告をさせて頂く。それぞれの事業を評価する、そして協働した中で得られたうまくいかなかった原因や良かった点を、可能なものについては他の協働に繋げていくというのが大切なことだと思う。

佐々木会長：第2章はこれで終わりです。「第3章」「おわりに」については今後の検討ということで、9ページ説明をお願いします。

事務局：第2章の方向性を受けまして、どのように取り組んでいくのかという風に記載する章になっております。市民公益活動団体とそれぞれがどのように関わっていくのか、ただ細かいところまでは、ここで書くわけではない。また、ここに挙げさせていただいたもの以外にも庁内での意見や皆さんからの意見も頂いて増えていくかもしれない。先程から出ているように対話が必要だとありますので、その場を作らなければならない、というようにところを書かせて頂きたいと思いますので、項目を増やして頂きたいと思っている。

「おわりに」について、ここで書くのは1章～3章の協働の推進とその先のゴールと、今の段階ではこういった形態を推進していく効果を示させて頂く予定であります。先程からの意見の中で前の構造上の方がわかりやすいのかなと思っていたのですが、いかがでしょうか。

佐々木会長：もし入れるとしたら、5ページの次ではないですか。

：原則の次に形態がくるように。

(2) 今後のスケジュールについて

第4回目のスケジュールは9月14日（金）13：30～16：00

4 閉 会